提　言　書

平成２３年９月

長崎県市長会

長崎県の市政推進につきましては、かねてより格別のご高配とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

長崎県１３市においては、行財政改革に懸命に取り組みながら、複雑多様化する住民のニーズに的確に応え、個性豊かで活力に満ちたまちづくりの推進に努めているところでございます。

しかしながら、地方自治体を取り巻く行財政環境は年々厳しさの度を増してきております。

国においては「国と地方の協議の場」を法制化するなど、基礎自治体を優先した地域主権改革に向けた取り組みを進められているところですが、野田新内閣のもとで地域主権改革がさらに大きく前進することを期待しております。

つきましては、緊急の課題として東日本大震災の復旧・復興等もあり、大変厳しい行財政の状況下ではございますが、地域主権時代にふさわしい基礎自治体の実現に向け、事情をご賢察の上、政府予算の編成等にあたりましては、次の事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成２３年９月

長崎県市長会会長

長崎市長　田　上　富　久

長崎県市長会

長崎市長	田上富久
佐世保市長	朝長則男
島原市長	横田修一郎
諫早市長	宮本明雄
大村市長	松本崇
平戸市長	黒田成彦
松浦市長	友広郁洋
対馬市長	財部能成
壱岐市長	白川博一
五島市長	中尾郁子
西海市長	田中隆一
雲仙市長	奥村愼太郎
南島原市長	藤原米幸

提言事項目次

決　　議　離島振興法の改正・延長に関する決議について―――――――― Ｐ 1
第１　都市財政の拡充強化に関する提言について ―――――――――――――――― Ｐ 2
　１　都市財政の充実強化について ―――――――――――――――――――― Ｐ 2
　２　条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について ―――― Ｐ 3
　３　地方消費者行政の抜本的拡充への支援等について ―――――――――― Ｐ 3
　４　消防・救急無線のデジタル化移行事業に対する財政措置等について ――― Ｐ 4
　５　国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について ―――――――――― Ｐ 4
　６　浄化槽設置事業に対する財源確保について ―――――――――――――― Ｐ 4
　７　公共下水道への財政措置の拡大について ―――――――――――――― Ｐ 4
　８　廃棄物処理対策の強化について ―――――――――――――――――― Ｐ 5
　９　海岸漂着物対策の財政支援措置について ―――――――――――――― Ｐ 6
　10　大村湾等の閉鎖性海域における水質及び底質改善対策等について ―――― Ｐ 6
　11　治水事業に対する財政措置等について ―――――――――――――――― Ｐ 6
　12　地方バス路線維持対策について ―――――――――――――――――― Ｐ 7
　13　水道事業に対する財政措置の強化について ―――――――――――――― Ｐ 7
　14　急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について ―――――――――― Ｐ 7
　15　離島航路事業補助における財政支援の拡充について ―――――――――― Ｐ 8
　16　半島航路の維持・確保について ―――――――――――――――――― Ｐ 8
　17　離島地域における燃油コスト等の格差是正について ―――――――――― Ｐ 8
第２　合併市町村への支援策の充実に関する提言について ―――――――――― Ｐ 9
第３　国民健康保険制度及び新たな高齢者医療制度に関する提言について ―――― Ｐ10
第４　地域医療保健の充実強化に関する提言について ―――――――――――― Ｐ12
　１　地域医療における医師確保対策等について ―――――――――――――― Ｐ12
　２　妊婦健診に対する財政的支援について ―――――――――――――――― Ｐ12
　３　感染症等対策について ―――――――――――――――――――――― Ｐ13
第５　福祉施策の充実強化に関する提言について ―――――――――――――― Ｐ14
　１　保健福祉施策等の充実強化について ―――――――――――――――― Ｐ14
　２　障害者福祉施策の充実強化について ―――――――――――――――― Ｐ15
　３　子ども手当に係る地方自治体の負担について ―――――――――――― Ｐ15
第６　介護保険制度に関する提言について ―――――――――――――――― Ｐ16
第７　生活環境の保全・整備等の充実に関する提言について ―――――――― Ｐ17
　１　光化学スモッグの原因究明及び対策について ―――――――――――― Ｐ17
　２　九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の
　　火山監視・観測・研究体制の充実強化について ―――――――――― Ｐ17
第８　九州新幹線等の整備促進に関する提言について ―――――――――― Ｐ18

第９　高速道路網等の整備促進に関する提言について――――――――――――――――――Ｐ20
１　道路整備の安定的財源確保について――――――――――――――――――――――Ｐ20
２　道路網の整備について――――――――――――――――――――――――――――Ｐ20
３　港湾の整備促進について――――――――――――――――――――――――――Ｐ21
第10　農林水産業の振興に関する提言について――――――――――――――――――Ｐ23
１　農業の振興対策について――――――――――――――――――――――――――Ｐ23
２　独立行政法人　農業・食品産業技術総合研究機構
「果樹研究所カンキツ研究口之津拠点」の存続について ――――――――――Ｐ24
３　ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉参加への慎重な対応について ――――――Ｐ24
４　水産業の振興対策について――――――――――――――――――――――――Ｐ24
第11　地域経済の活性化に関する提言について――――――――――――――――――Ｐ26
１　郵便局機能の維持について――――――――――――――――――――――――Ｐ26
２　企業立地促進のための支援措置について ――――――――――――――――Ｐ26
３　九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊
影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について ――――――――Ｐ26
４　ジオパークを対象とした取り組みへの支援制度の創設について ――――――Ｐ26

（参　考）

国への提言参考資料　　Ｐ27 ページ　～　Ｐ60 ページ

離島振興法の改正・延長に関する決議

本県離島における生活・産業基盤は、昭和２８年離島振興法制定以来、国・県の強力な支援と離島住民の振興努力により、着実に発展している。

しかし一方で、第１次産業の低迷、雇用機会の不足、若年層をはじめとする人口の流出、高齢化の進行、さらに離島交通、離島医療の確保等離島を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

こうした中、近年、領土保全・海洋権益確保等、離島の果たすべき役割は極めて大きくなっており、離島は、日本にとって国策上極めて重要な位置づけにある。

さらに離島を多く抱える長崎県にとって、離島振興は極めて大きな課題であり、離島振興なくして、長崎県の発展はないといっても過言ではない。

このため、離島振興に大きな役割を果たしてきた離島振興法が、平成２５年３月末に失効することに伴い、長崎県市長会として、離島振興法の改正・延長に向けて国に対し強く要請する。

以上、決議する。

平成２３年８月３０日

長崎県市長会

都市財政の拡充強化に関する提言について

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

１.都市財政の充実強化について

（１）地方税の充実強化による地域主権の推進について

①　地域主権改革の進展に伴い、税源移譲を含む財源配分の見直しなどにより、地方税中心の歳入構造を確立すること。

②　税源の偏在が小さく安定性を備えた地方税体系を構築するため、地方消費税の充実強化を図っていくこと。

③　平成１９年度からの税源移譲においては、普通交付税の基準財政収入額の算定にあたり、当面税源移譲に伴う影響額を１００％算入することとなっているが、本来の地方税としての取り扱いである７５％算入を行うこと。

さらには、税源移譲相当額の積算にあたっては、平成１１年度の最高税率の引き下げ等の税制改正の影響分を控除するなど、地方の負担を軽減する措置を講じること。

（２）地方交付税の総額確保について

①　地方の必要な施策を行うために要する財政需要を的確に措置し、地方交付税の所要額を充実確保するとともに、地方交付税の算定にあたっては多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

②　国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、財源調整と財源保障の両機能を強化するとともに地方の財政需要に見合う総額の安定的確保を図ること。

③　行財政改革等により実施される公営施設の民間移譲に対しては、病院事業における病床削減時の既存交付税措置の５年間継続の取扱いに準じ、民間移譲後一定期間における普通交付税措置の延長について特例的に認めること。

④　地方財政対策においては、東日本大震災の復興財源は別途確保し、地方の財政運営に支障が生じることがないよう、必要な地方交付税の総額を確保すること。

（３）国庫補助負担金の見直し等について

①　国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、国庫補助負担金の廃止と地域自主戦略交付金の今後の内容の検討等にあたっては、地方の意見を十分に踏まえ、事業の執行に支障が生じないよう、その総額確保を図るとともに、

地方交付税制度との整合性にも十分留意して制度設計を行うこと。

② 国庫補助負担金の見直しにあたっては、対象事業の継続実施の必要性等について、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。

③ 東日本大震災被災地の復興財源を確保するための新たな財政措置を講じるとともに、被災地以外の各自治体のまちづくりを停滞させ、また、地域経済を疲弊させることがないよう、国の震災対策に伴う予算振替措置により縮減された国庫補助負担金については復元を図ること。

（４）施設整備事業に対する財政措置について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設の整備事業については、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、平準的な財政運営が可能となるよう、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の措置を講じること。

２．条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について

２０１５年を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用する「光の道」構想を実現するため、条件不利地域における超高速ブロードバンド整備について、民間通信業者の基盤整備を促進する財政及び技術的な支援措置並びに維持管理に対する支援措置を講じること。

３．地方消費者行政の抜本的拡充への支援等について

（１）地方財政措置について

地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充強化するための恒久的かつ消費者行政費に直接充当できる地方財政措置を講じること。

（資料 1-1 参照）

（２）法制度の整備について

消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で助言及びあっせん等により、適切に解決されるために、「消費者安全法」における市町村の消費生活センター設置の努力義務規定の見直しなど必要な法制度の整備を講じること。

（３）全国消費生活情報ネットワーク・システムの改善について

消費者被害情報の集約のため活用されるＰＩＯ－ＮＥＴ（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）については、有益なものであるが、消費生活相談員のデータ入力作業に時間を要し、過大な負担となっている。

こうした現状を踏まえ、消費生活相談員の負担軽減と入力に要する事務処理に必要な財源措置を含めた改善を図ること。

４．消防・救急無線のデジタル化移行事業に対する財政措置等について

（１）デジタル化移行事業に係る財政措置について

消防・救急無線のデジタル化については、地域の特性により整備費用の多寡が生じるものであるため、新たな補助金の創設を含め、地域の実情に応じて補助のあり方の見直し、拠出する一般財源部分への地方債の適応等十分な財政措置を講じること。

（２）運用管理経費に係る財政措置について

デジタル無線化後の運用管理に係る経費等についても、明確な財政措置を講じること。

５．国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について

（１）地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

（２）ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃に対する対応策の整備について

ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

６．浄化槽設置事業に対する財源確保について

（１）浄化槽設置に対する支援について

国においては、「循環型社会形成推進交付金」等において、今後も浄化槽設置事業を推進するために、十分な財源を確保されるとともに、この事業については、税源移譲、交付税措置を同時・一体的に実施し、一般財源化すること。

（資料 1-2 参照）

７．公共下水道への財政措置の拡大について

（１）市町村に対する支援措置について

長崎県においては、平成２１年度から新汚水処理交付金制度を設け、生活排

水処理事業の推進を図っているところであり、国においても財政支援措置の拡大を図ること。

（２）下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国において接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じること。

（資料 1-3 参照）

８．廃棄物処理対策の強化について

（１）廃棄物処理施設等について

①　地域性並びに各公共団体の財政状況等を考慮しながら、住民が真に安全性・必要性を理解できる廃棄物処理施設に係る方針を明確にすること。

②　一般廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、解体のみの場合も交付金の対象とすること。また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の対象とすること。

③　リサイクル施設の増設・改造に対する財政措置の充実を図ること。

（２）容器包装リサイクル法について

①　拡大生産者責任に基づいて、市町村と特定事業者との費用負担及び役割分担を見直すことにより、容器包装廃棄物に係る回収から再商品化における費用の事業者負担を義務付けること。また、その義務付けが実現するまでの間、自治体において負担している分別収集事務事業に要する人件費、車両、処理負担金等の経費に対する財政支援措置を講じること。

②　容器包装廃棄物発生抑制の一環として、使い捨て容器の製造・販売を規制する法令整備及び再利用可能な容器、いわゆるリターナブル容器の使用・回収が確実に行われるデポジット制度の法制化を早期に実施すること。

（３）家電リサイクル法について

①　特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品の販売価格について、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める制度とすることとし、その制度が確立されるまでの間、収集運搬料については、全国基準額を定め、離島地区の負担増等に対しては助成措置を講じること。

②　法令で定める家電４品目のうち、テレビ受信機に液晶式及びプラズマ式テレビ並びに衣類乾燥機が加えられたが、電子レンジ等の大型・重量家電品についても対象品目とすること。

③　指定引取場所の設置に際しては、離島地区を含め、すべての市町村に設置するなど適正な配置を行うこと。

④　不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底をはかるとともに、不法投棄が生じた場合の費用については、全額製造業者等の負担となるような制度とすること。

９．海岸漂着物対策の財政支援措置について

（１）財政支援の継続について

平成２４年度以降についても、海岸漂着物処理推進法第２９条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、今回の「地域グリーンニューディール基金事業」と同等の財政支援措置を引き続き講じること。

（２）支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じること。

（資料 1-4 参照）

10. 大村湾等の閉鎖性海域における水質及び底質改善対策等について

閉鎖性海域における効果的な浄化対策を確立するため、全国的にも稀な二重性の閉鎖性海域である大村湾をモデルとして、浄化のための調査研究を行う機関を大村湾近郊に設置すること。また、その研究により確立された浄化対策を全国の閉鎖性海域において早急に実施すること。

（資料 1-5 参照）

11. 治水事業に対する財政措置等について

（１）河川の定期的な除草及び浚渫について

国が管理する河川及び県が管理する河川内の堆積物や草木による通水阻害に対する住民の不安意識は高く、また、河川内の草木に寄生する害虫の発生など生活環境への悪影響などが懸念されていることから、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を要請する。

（２）治水事業に係る財政支援について

自治体が管理する河川の浚渫事業については、国の補助事業や起債事業の制度がなく、自治体の自主財源のみで実施しているが、財政基盤が脆弱なため、目的達成には程遠い現状であることから、河川浚渫事業に対する財政措置を講じられるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充を要請する。

（資料 1-6 参照）

12. 地方バス路線維持対策について

平成２３年度から「地域公共交通確保維持改善事業」を創設するなど、支援の充実が図られているが、地域幹線系路線、国補助路線以外の生活路線（フィーダー系路線）の補助要件緩和等、市町村が実施する施策に対する財政措置の充実・強化を図ること。

（資料 1-7 参照）

13. 水道事業に対する財政措置の強化について

（１）更新事業及び再構築事業について

老朽化した水道施設の更新事業及び再構築事業に対する補助金採択基準のさらなる緩和を行うとともに、現在、補助対象とならない取水・導水・浄水・送水・配水施設の更新事業に対する新たな財政支援措置を講じること。

（２）合併に係る水道事業関連経費について

合併に係る水道事業関連経費については、一般会計における合併推進債活用に対する後年度交付税措置額に見合う、新たな財政支援措置を独自に創設すること。

（３）水道施設の危機管理施策について

水道事業体では水道施設への不法侵入対策、毒物投入防止対策等各種の危機管理施策を講じてきているが、これらをより万全なものとするためには、多額の事業費を要することから、これを支援する財政措置を行うこと。

（４）水道施設の耐震化について

地震の被害は、いつ・どこで発生するか分からない状況のなか、補助金採択基準では、地震防災対策強化地域に指定されている地域などの条件があるため、これらの条件を見直すとともに、水道施設の耐震化を促進するための更なる財政措置を行うこと。

（５）簡易水道統合事業計画の期限について

平成２８年度までとなっている簡易水道統合事業計画の期限について、水道事業の財政状況等を勘案し、撤廃又は延長すること。

（資料 1-8 参照）

14. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めることとしているが、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

（資料 1-9 参照）

15. 離島航路事業補助における財政支援の拡充について

（１）補助制度の柔軟な対応について

平成２３年度より実施された地域公共交通確保維持改善事業の中に、離島航路に対する支援も盛り込まれているが、あらかじめ計画に計上されていない船舶の老朽化等に伴う想定外の事故に係る経費についても補助の対象とする等、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと、また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、競合航路への支援対象の拡大、ジェットフォイルや海上タクシーなどの離島航路補助制度への適用化等見直しを行うこと。

（２）貨物輸送運賃の低廉化について

旅客運賃については低廉化制度が設けられたが、本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化を図る施策を検討するなど、財政支援措置を講じること。

（資料 1-10 参照）

16. 半島航路の維持・確保について

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

（１）価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

（２）船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

（３）貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

（４）地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置

（５）観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

（資料 1-11 参照）

17. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について

国においては、離島地域と本土との格差の是正と住民生活・産業経済の維持を図るため、格差分に対する補助または離島ガソリン税の減免等、新たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。

（資料 1-12 参照）

合併市町村への支援策の充実に関する提言について

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。 **（資料 2-1 参照）**

１. 合併特例債の適用期間の延長について

合併特例債については、合併後に不要となった施設の取り壊し事業など充当範囲の拡大を図るとともに、適用期間の延長を行うなど、合併した市町村の実状に応じて柔軟な適用を図ること。

２. 合併特例債に係る運用の特例の制度化について

離島地域、過疎地域及び辺地地域においては、財政力等が乏しいことから、合併特例債の起債に係る規制緩和を図られるとともに合併特例債の元利償還金について、全国一律の算入率ではなく、より有効な運用の特例を制度化すること。

３. 合併算定替の適用期間の延長について

普通交付税に係る合併算定替の適用期間を延長すること。

国民健康保険制度及び新たな高齢者医療制度に関する提言について

国民健康保険制度及び新たな高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

１.医療保険制度改革について

（１）医療保険制度の一本化について

給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国の責任において、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化について、その具体的方策を検討するとともに、市町村の意見を十分尊重すること。

（２）新たな高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度を廃止して新たな高齢者医療制度を創設するにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の合意を得るための期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

（３）低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に拡充し、きめ細やかな基準とすること。また、平成２２年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減及び減免措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。

２.当面の措置及び制度運営について

（１）新たな財政措置について

国保料(税)に４０歳～６４歳の介護保険料(税)分が追加されたことによる収納率の低下で、国保の運営に支障をきたしているので、新たな介護特別対策事業などの財政措置を講じること。

（２）減額措置の廃止について

各種医療費助成制度等市町村単独事業(現物給付化)の実施に伴う療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

３. 特定健康診査・特定保健指導について

（１）後期高齢者支援金について

特定健康診査及び特定保健指導実施率に応じた後期高齢者支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

（資料 3-1 参照）

（２）助成額の見直しについて

実施に係る費用については実態に応じた助成額に見直すよう事務費を含め適切な助成措置を講じること。

地域医療保健の充実強化に関する提言について

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．地域医療における医師確保対策等について

（１）医師確保対策等について

国においては、平成２３年度予算において医師確保対策として①地域医療支援センターの整備、②医師不足地域における臨床研修制度の改善、③女性医師等の離職防止・復職支援などを行うこととしている。

また、医師確保以外にも、看護師・助産師等の医療従事者についても養成・確保を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善が必要視されている。

これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

（資料 4-1 参照）

（２）有床診療所化への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の医療を提供していることから経営状況が悪化している。

平成１９年度に国が示した「公立病院改革ガイドライン」においては、公立病院を縮小して診療所化する内容が盛り込まれているが、診療報酬の改定により有床診療所が無床診療所となっている状況にある。有床診療所は病院からの退院患者の受け皿としても医療連携の重要な一角を担い、地域医療において不可欠な役割・機能を有している。

有床診療所化しても運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じること。

（３）地方交付税所要額の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

２．妊婦健診に対する財政的支援について

妊婦健診は、平成２１年度から全１４回の公費負担へ拡充されたところである。当初平成２２年までの時限措置が平成２３年度まで延長されたが、引き続き平成２４年度以降も支援を延長すること。 **（資料 4-2 参照）**

３.感染症等対策について

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種については、平成２３年度までの財政支援が行われることとなったが、いまだに任意接種であるため定期予防接種にするとともに、平成２４年度以降も財政支援を延長すること。また、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種についても同様の措置を講じること。

（資料 4-3 参照）

福祉施策の充実強化に関する提言について

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．保健福祉施策等の充実強化について

（１）乳幼児福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している乳幼児福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがあるが、この制度は子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、国の制度として創設すること。

（２）一般病床から老人保健施設等への転換について

自治体病院・有床診療所が地域住民のセーフティネットとして入院患者を受け入れてきたという役割に鑑み、個々の病院・有床診療所の実情に応じて療養病床に加え、一般病床から老人保健施設等への転換も可能となるよう特例措置を講じること。

（３）幼稚園と保育所の所管省庁の一本化について

平成１８年７月に文部科学、厚生労働の両省に「幼保連携推進室」が設置されたところであるが、幼保一元化等の子育て支援施策を効率的かつ速やかに進めるために、幼稚園と保育所に係る所管省庁を一本化すること。

（４）放課後児童健全育成事業に対する財源確保について

放課後児童健全育成事業について、所要の財源を確実に確保すること。

また７１人以上の大規模クラブの運営費補助については、規模の適正化がなされるまでの間、補助を継続すること。

（資料 5-1 参照）

（５）病児・病後児保育事業に係る補助金交付要綱の見直しについて

平成２１年度より、病児・病後児保育事業に係る補助金交付要綱が変更され、これまでの定員に基づく定額補助から利用人数により補助額が変わるように基準の見直しが行われた。

その後、平成２２年度から補助基準額が見直されたが、それでも依然として利用者が少ない施設においては、病児・病後児保育事業の実施が困難となっており、少なくとも平成２０年度までの補助金の額を下回らないように交付要綱の見直しを行うこと。

（６）「ひとり親家庭」への支援制度の充実について

父子家庭も母子家庭と同様に国の制度として、貸付制度を創設すること。

（７）国民年金被保険者の相談等に対応するための体制整備について

国の責任において相談拠点を新設するとともに年金相談等の業務を行う市町村に必要な情報を提供する体制を継続・充実するなど、国の責務としての執行体制を十分に整備すること。

また、市町村が行う年金業務に変更がある場合は、国は市町村に対し事前に十分な情報提供・協議を緊密に行うこと。

２．障害者福祉施策の充実強化について

（１）在宅の障害者に対するサービスの保障について

訪問系サービスの国庫負担について、障害程度区分に応じた国庫負担基準を撤廃し、サービス利用量に応じた国庫負担とすること。

（２）地域生活支援事業に係る財源の確保について

障害者の個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、生活サポート及びストマ装具給付については、全国一律に保障すべきと考えられるため、地域生活支援事業ではなく自立支援給付で行うこと。

地域生活支援事業の財源については、前年度の実績による補助額でなく、当年度分実施事業の量に応じた財源の確実な確保と充実を図ること。

（資料 5-2 参照）

３．子ども手当に係る地方自治体の負担について

国の施策として導入される全国一律の現金給付である子ども手当は、事務費を含めて全額国庫負担とすること。

また、平成２３年１０月以降の制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」において、単に子ども手当のみならず、子育て支援サービス等、現物サービスに係る「国と地方の役割分担」及び「経費負担」のあり方を含め、地方の意見を十分に反映した、総合的な子育て支援策を、できるだけ早い段階で構築すること。

（資料 5-3 参照）

介護保険制度に関する提言について

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

１. 介護予防ケアマネジメントの充実について

地域包括支援センターが、指定介護予防支援事業所として予防給付マネジメント機能を十分に果たすためには、介護支援専門員の絶対数が不足していることから、国においては、委託件数８件の制限の廃止もしくは緩和をすること。

さらには介護予防支援業務のあり方について、実態に即した介護報酬の見直しを行い、十分な財政措置を講じること。

また、介護保険制度改正にあたっては地域の実情に応じた内容とするとともに、その実施過程における市町村のシステム変更や被保険者への周知・広報の期間の確保を行うこと。

２. 保険料の負担軽減措置について

低所得者の負担を軽減するため、また、介護保険制度の健全運営を確保するため、低所得者に対する保険料の負担軽減措置について、国の責任において、財政措置を含め、総合的かつ恒久的な対策を講じること。

生活環境の保全・整備等の充実に関する提言について

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１.光化学スモッグの原因究明及び対策について

ここ数年、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントが環境基準（0.06ppm）や注意報発令基準（0.12ppm）を超えた濃度で観測されていることから、汚染原因の徹底した究明を進めるとともに、国際的な対応も視野に入れた光化学スモッグ対策に取り組むよう強く要請する。

（資料 7-1 参照）

２．九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の火山監視・観測・研究体制の充実強化について

雲仙岳の継続的な監視・観測・研究活動は、災害に強いまちづくりを推進する上で必要不可欠であることから、九州大学地震火山観測研究センターの存置により、雲仙岳における火山監視・観測・研究体制のさらなる充実・強化を図るよう強く要請する。

九州新幹線等の整備促進に関する提言について

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

（資料 8-1 参照）

１.九州新幹線西九州ルートの建設促進について

九州新幹線西九州ルートについては、早期着工に向けた関係者の積極的な取り組みが続けられた結果、平成２０年度から整備が開始されたところである。

地元において果たすべき役割については努力を惜しまない所存であるので、次の事項について特段の配慮をすること。

（１）武雄温泉～長崎間の早期整備を図ること。

武雄温泉～諫早間の整備促進を図るとともに、諫早～長崎間については、整備効果を高めるために、平成２３年中に認可・着工し、武雄温泉～長崎間を標準軌で整備し一括開業すること。

（２）フリーゲージトレインの早期実用化を図ること。

（３）肥前山口～武雄温泉間の複線化を新幹線整備の一環として早期に実現すること。

（４）地域負担軽減のための制度を充実または創設すること。

２.県下幹線鉄道の整備改善について

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、ＪＲ佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、佐世保線の全線複線化など整備改良及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めるとともに、これらの財源についても特段の配慮をすること。

（１）長崎市～福岡市間にフリーゲージトレイン（又はスーパー特急）が運行されるときには、行き違いによる佐世保線の待ち合わせ停車など運行に対する影響に配慮するとともに、佐世保線を全線複線化するなどの整備改良を行い、佐世保市にもフリーゲージトレイン（又はスーパー特急）を運行すること。

（２）将来、長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときには、佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行ができるように努めること。

（３）整備財源については、在来線の整備に対する鉄道建設・運輸施設整備支援機構等の助成を拡充する等予算の確保を行うこと。

３．ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の促進について

本事業は、踏切除却による交通混雑の緩和を図るとともに、土地区画整理事業と一体となり長崎駅周辺のまちづくりを進める上で必要不可欠な事業であるため、両事業の整備促進に向け、事業予算確保等に配慮すること。

４．地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について

地域鉄道の施設整備については、平成２３年度より「地域公共交通確保維持改善事業」が創設され、鉄道の安全性向上に資する設備の整備等の支援が継続されるが、今後も老朽化した鉄道施設の整備が必要となることから、新制度においても必要な予算を確保され、確実な支援並びに更なる制度の拡充を行うこと。

高速道路網等の整備促進に関する提言について

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

１．道路整備の安定的財源確保について

中央と地方における公共交通機関などの移動環境格差を十分認識した上で、地方が真に必要とする海路及び道路整備が推進できるように必要な財源の充実強化を図ること。

（資料 9-1 参照）

２．道路網の整備について　**（資料 9-2 参照）**

（１）高規格幹線道路の整備について

①　西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア　松浦市～佐世保市（江迎町）～佐々町間における早期の都市計画決定及び事業化

イ　伊万里松浦道路（伊万里西ＩＣ（仮称）から松浦ＩＣ（仮称））の早期供用開始に向けた事業促進

ウ　佐世保中央ＩＣ～佐世保大塔ＩＣの４車線化

（２）地域高規格道路の整備について

①　島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早ＩＣ間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので次の事項について特段の措置を講じること。

ア　島原市工区の早期完成

イ　島原市から諫早市間の早期整備、とりわけ計画路線である島原市出平町から雲仙市吾妻町間の調査区間の指定及び早期着工

ウ　雲仙市吾妻町から諫早市小野町間の整備区間の早期整備

エ　諫早市小野町から長野町の調査区間の指定

オ　一般県道諫早外環状線（長野町～貝津町）の早期整備

②　島原天草長島連絡道路（深江～口之津）計画路線の早期指定と、島原天草長島連絡道路に口之津～加津佐間を含めた地域高規格道路の早期整備

③　加津佐～愛野間の地域高規格道路の早期整備

④　長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので次の事項について特段の措置を講じること。

ア　西彼杵道路（佐世保市～西彼杵郡時津町）の早期実現

（ア）現在施工中の区間の早期完成

（イ）西海市西彼町大串から時津町区間における路線調査の早期着手

イ　長崎南北幹線道路(長崎市～西彼杵郡時津町）の早期実現

時津町から松山町区間の計画の具現化

⑤　諫早市と鹿島市間における地域高規格道路の早期整備

（３）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

①　一般国道２０５号の早期整備

ア　針尾バイパスの整備促進

イ　現道の改良等

ウ　地域高規格道路（東彼杵道路）の計画路線への指定と早期事業化

②　長崎外環状線（新戸町ＩＣ～柳田ＩＣ間）の早期着工

③　一般国道５７号森山拡幅の早期整備

ア　雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

④　一般国道３４号の早期整備

ア　大村拡幅の事業促進

イ　本野入口交差点（下大渡野町）改良事業の早期整備

⑤　一般国道３８２号の整備促進

（４）架橋の実現について

架橋は、地域の経済・文化・医療さらに教育の向上等に不可欠なため次の事項について特段の措置を講じること。

①　九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進

②　五島連絡橋建設のための調査事業の実施

③　嬉娥三島大橋と原島大橋架橋の早期実現

④　松島架橋の早期実現

３.港湾の整備促進について

港湾は、産業活動・生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化、産業再生、観光振興等を進めていくためには港湾の整備が不可欠であるため、整

備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重点港湾の選定の有無に係わりなく重要港湾の整備促進を図ること。

・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）

農林水産業の振興に関する提言について

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

１．農業の振興対策について

（１）集落営農の形成について

集落営農の組織化には、その地域の営農ビジョンに沿った助成対象事業が必要であり、現在の農業者戸別所得補償制度では、米を中心に転作による関連作物の助成対象であることから、新たに、畑作・樹園地も助成対象とするよう事業の充実強化を図ること。

（２）農業者戸別所得補償制度について

農業者戸別所得補償制度については、市町村が、実施要綱に定められている関係機関の役割に基づき交付金の手続き等の事務を行っているが、地域主権のもと、国と地方が真に対等の立場で協力し、十分な協議を行い、本制度の仕組みを明確にした上で、農家が安心して制度に加入できるよう法制化を図ること。

（３）農業災害補償制度における国庫負担について

農業共済掛金の国庫負担割合については、行政刷新会議の事業仕分けにおいて、予算額の３分の１程度の縮減との評価を受けているが、農業を取り巻く情勢は、消費の低迷により価格が低下するなど、依然として大変厳しい状況にあることに加え、イノシシ等の鳥獣被害も年々増加しているため、農業共済掛金の国庫負担割合を現状のまま堅持すること。

（資料 10–1 参照）

（４）農業用機械及び施設の更新に係る支援について

農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・機械等の更新についても、例えば、今後１０年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

（５）離島における農業災害の限度額について

離島地域は災害復旧費が本土地域と比較すると割高で、限度額を超えやすく、復旧に掛かる農家負担が大きくなりやすいため、農地の災害復旧に支障をきたしており、離島の農地保全を図るため、農地災害の傾斜度別１アール当たり事業費の見直しを図ること。

２．独立行政法人　農業・食品産業技術総合研究機構「果樹研究所カンキツ研究口之津拠点」の存続について

カンキツの新品種の育成、栽培技術の研究、病害虫防除対策及び果樹後継者の研修等の機能は、本県だけでなく、九州地域に共通する課題であり、共同して取り組むことが必要と考えられるが、口之津拠点の移転・統合は、九州全体の果樹研究等の連携・調整機能の低下につながると危惧されることから、カンキツ研究の一層の充実強化をすべく、口之津拠点の現在地での存続を要請する。

（資料 10-2 参照）

３．ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉参加への慎重な対応について

（１）環太平洋連携協定への参加判断について

関税撤廃が原則となっている環太平洋連携協定への参加については、国内農林水産業へ甚大な影響を与えるのみならず、我が国の食料事情を危うくし、食料安全保障の観点からも拙速な参加表明を行わないこと。

（２）メリット・デメリットの審議について

環太平洋連携協定への参加については、全産業分野にわたって、そのメリット、デメリットについて、国会等で慎重に審議するとともに、国民に対し詳細な情報提供を行うこと。

（３）今後の国際貿易交渉について

今後の国際貿易交渉に当たっては、「多様な農林水産業の共存」を基本理念として、農山漁村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保を図るなど、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林水産業の将来にわたる確立と振興などを損なわないよう対応すること。

４.水産業の振興対策について

（１）水産物の島外輸送コストの軽減対策について

離島漁業再生支援交付金については、漁場の生産力向上のために種苗放流、漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備、海岸環境など数々の取り組みがなされており、交付金のほとんどが漁場環境改善対策に有効活用がなされているが、漁場環境の悪化と併せて燃油高騰、漁獲物の減少と価格低迷が水産業の後継者対策に大きく影響していることから、漁家の所得向上を図るため、水産物の島外輸送コストの軽減対策については、離島地域における新たな交付金としての制度拡充を図ること。

（２）トラフグ養殖業の保護について

フグ食が禁止されている中国から輸入される安価な養殖トラフグの供給過剰に伴う価格の下落により、トラフグ養殖業を断念する漁民も現れている。こうした厳しい状況を踏まえ、国内のトラフグ養殖業を保護するため、中国でのフグ食解禁を待つのではなく、全国海水養魚協会等と連携し、中国において安全にフグを食することができるよう加工処理技術の習得に向けた支援を行うことによりフグ食の解禁を働きかけ、中国国内におけるフグの消費拡大につなげること。

（３）放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念されるため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
② 漁船登録時における廃船処理に関する費用預託や誓約書の提出
③ 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認
④ 日本小型船舶検査機構と自治体との情報共有化の構築

（資料 10-3 参照）

地域経済の活性化に関する提言について

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

１.郵便局機能の維持について

（１）郵便局の設置水準について

国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネットワークの重要性を認識し、郵便局の現行の設置水準を維持すること。　**（資料 11-1 参照）**

（２）住民サービスについて

郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが将来にわたり確実に提供され、住民サービスに支障が生じないよう、法の見直しも含め必要な措置を講じること。

２.企業立地促進のための支援措置について

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加すること。

（資料 11-2 参照）

３．九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について

（１）調査対象について

溶岩ドーム崩壊に伴い発生する現象及び被害の影響範囲を調査対象として、学識者の意見を反映させ、雲仙復興事務所の高度な技術力を駆使し早急に検討を実施すること。

（２）防災監視・観測体制の強化・存続について

土石流及び溶岩ドーム崩壊に対する地元住民の懸念が払拭されない中、雲仙復興事務所を国の出先機関原則廃止の対象とはせず、地域住民の生命・財産を守るため、同事務所の防災監視・観測体制をさらに強化し存続させること。

４．ジオパークを対象とした取り組みへの支援制度の創設について

地球環境問題の改善や防災意識の啓発などと地域経済の発展を両立させ、持続可能で魅力的な地域社会の構築を目的とする「世界ジオパーク」は、地域資源を保全・活用し地域が自立できる地域分権型社会を推進するための世界全体の取り組みであるため、国を挙げて支援する体制整備及び財政的支援の創設を要請する。

国への提言資料編

資料1-1

1　消費者行政の状況調査（消費生活センターを設置している市に限る）

		長崎市	佐世保市	諫早市	大村市	雲仙市	島原市	五島市	松浦市	南島原市
人口		438,694	258,868	140,149	90,382	46,879	47,146	39,510	24,691	49,573
世帯数		189,244	105,934	51,415	34,945	16,176	17,461	20,090	9,459	18,027
消費者センター職員数（人）		24	7	5	5	5	3	4	2	5
	うち、消費者行政に関する業務を行っている職員数（人）	12	7	3	5	5	3	2	2	3
	うち、消費生活相談員数（人）	5	3	2	4	2	2	1	2	2
消費者行政に関する予算額（平成２３年度当初予算、単位：千円、正規職員の人件費、計量行政費は除く）		38,691	17,495	11,483	12,463	6,554	7,320	4,822	3,786	6,095
	（特定財源：地方消費者行政活性化基金からの充当等（千円））	5,836	4,776	2,000	7,660	6,396	3,094	2,000	3,772	5,329
		15.08%	27.30%	17.42%	61.46%	97.59%	42.27%	41.48%	99.63%	87.43%
	（一般財源（千円））	32,855	12,719	9,483	4,803	158	4,226	2,822	14	766
		84.92%	72.70%	82.58%	38.54%	2.41%	57.73%	58.52%	0.37%	12.57%
	（消費生活相談員報酬（含む共済費）（千円））	14,669	9,112	4,508	5,113	4,700	6,277	3,186	2,262	4,289
		37.91%	52.08%	39.26%	41.03%	71.71%	85.75%	66.07%	59.75%	70.37%
２２年度相談件数（件）		3,464	2,032	935	399	159	359	154	71	127
２１年度相談件数（件）		3,762	2,449	1,130	357	93	430	132	42	85

※松浦市は、消費生活相談室。

資料 1-2

◎長崎県内（13市）における浄化槽補助基数および事業費（平成22年度分実績）

市	補助基数	補助対象 設置費用額（千円）
長崎市	101	40,268
佐世保市	309	147,891
島原市	148	57,282
諫早市	433	354,800
大村市	27	15,900
平戸市	100	56,519
松浦市	47	18,682
対馬市	22	10,541
壱岐市	115	87,653
五島市	200	60,440
西海市	48	25,661
雲仙市	82	42,453
南島原市	119	54,638
計	1,751	972,728

※各市実績調査結果による。

資料 1-3

公共下水道事業概要(H22.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1)行政人口(人)(A)	444,757	265,921	48,949	141,788	91,824	36,584	25,836	35,724	30,589	42,652	32,344	49,399	52,928
(2)下水道処理区域内人口(人)(D)	396,753	143,699	未着手	71,175	81,040	未着手	4,260	未着手	2,608	未着手	1,267	15,099	4,736
(3)水洗便所設置済人口(人)(E)	370,266	130,950		54,038	76,604		1,598		1,099		305	6,910	2,521
(4)全体計画面積(ha)(H)	7,077	3,830		3,417	2,506		398		187		163	611	286
(5)普及率													
ア 下水道普及率D／A×100(%)	89.2	54.0		50.2	88.3		16.5		8.5		3.9	30.6	8.9
イ 接続率E／D×100(%)	93.3	91.1		75.9	94.5		37.5		42.1		24.1	45.8	53.2
(6)総事業費(千円)(J)	302,065,738	95,420,968		83,254,321	68,479,033		6,161,322		5,464,570		4,875,504	20,685,362	10,628,697
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	100,718,145	38,690,678		26,845,950	24,355,041		2,517,085		2,530,600		2,299,742	8,801,444	4,592,250
イ 起債(千円)	165,798,653	48,045,040		41,742,030	36,781,654		2,994,600		2,572,200		2,167,100	9,511,800	4,483,500
ウ 受益者負担金(千円)	3,795,973	2,517,534		3,403,532	2,133,246		41,430		41,688		11,200	358,943	66,615
エ その他(千円)	31,752,967	6,167,716		11,262,809	5,209,092		608,207		320,082		397,462	2,013,175	1,486,332
同上のうち使途内訳													
ア 管きょ費(千円)	179,075,947	58,655,594		54,924,301	48,713,742		4,368,135		3,104,572		2,500,053	13,059,433	5,142,073
イ ポンプ場費(千円)	19,842,722	4,884,235		4,012,530	4,108,706		−		203,423		−	921,397	716,982
ウ 処理場費(千円)	89,459,723	31,686,731		18,845,646	15,367,575		1,768,542		2,156,575		2,375,451	6,197,992	3,827,726
エ 流域下水道建設費負担金(千円)	−	−		3,967,460	258,966		−		−		−	−	−
オ その他(千円)	13,687,346	194,408		1,504,384	30,044		24,645		−		−	506,540	941,916
(7)補助対象事業費(千円)(K)	190,203,097	72,336,930		54,779,137	44,604,140		4,795,410		4,899,050		4,438,462	16,628,862	9,024,000
(8)補対率K／J×100(%)	62.97	75.8		65.8	65.1		77.8		89.7		91.0	80.4	84.9
(9)下水管布設延長(km)	1,738	565		436	482		34		31		19	164	52
(10)終末処理場数(ヶ所)	8	3		4	1		1		2		2	4	2
(11)計画処理能力(m^3／日)(L)	261,690	128,900		34,080	55,700		8,800		2,740		3,500	13,300	5,800

＊出典:総務省自治財政局編「地方公営企業年鑑　第57集(平成21年4月1日～平成22年3月31日)」

資料1-4

海岸漂着物対策策の財政的支援措置に関する資料　対馬市

年度	事業名	参加延べ人数	回収量	事業費（千円）	補助金額
13	県不法投棄物等撤去事業	200人	ポリ容器 6，000個	1,221	
14	県不法投棄物等撤去事業	400人	ポリ容器 4，350個	3,067	
15	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃（県不法投棄物等撤去事業）	410人 学生160人 一般250人	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等300㎥	4,682 （内処理経費 2,560）	
16	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃（不法投棄物等撤去事業）	780人 学生260人 一般520人	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等510㎥	5,390 （内処理経費 3,560）	1,500千円
17	・県漂流・漂着ごみ撤去事業 ・県漁業公害等対策事業	島内13箇所	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等720㎥	6,000 （内処理経費 5,532）	・県漂流・漂着ごみ撤去事業 1,500千円 ・県漁業公害等対策事業 3,000千円
	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃	850人 学生240人 一般610人	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等650㎥	9,109 （内処理経費 4,872）	
18	・第1回日韓学生つしま会議 ～漂着ごみを拾う・考える～ ・釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃 （県漂流・漂着ごみ撤去事業）	659人 学生451人 一般208人	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等230㎥	6,722 （内処理経費 2,950）	2,807千円
19	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃等 （県漂流・漂着ごみ撤去事業）	452人 学生200人 一般252人	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等520㎥	7,372 （内処理経費 3,882）	3,213千円
	・第2回日韓学生つしま会議 ～漂着ごみを拾う・考える～	129人 日本側82人 韓国側47人	漂着ごみ30㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		環境省モデル調査と同時に実施
20	日韓市民ビーチクリーンアップ （釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	379人 学生200人 一般179人	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等304㎥	7,933 （内処理経費 5,292）	災害等廃棄物処理事業（国） 2，372千円
	・第3回日韓学生つしま会議 ～漂着ごみを拾う・考える～	128人 日本側81人 韓国側47人	漂着ごみ67㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		漂流・漂着ごみ撤去事業（県） 826千円
21	日韓市民ビーチクリーンアップ2009 （釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	354人 学生103人 一般251人	魚網・ロープ、発泡スチロール、漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等221㎥	4,029 （内処理経費 1,766）	漂流・漂着ごみ撤去事業（県） 2，819千円
	・日本学生グローバルサミット2009 ～漂流漂着ごみ問題を考える～	94人 日本側64人 韓国側30人	漂着ごみ110㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		
22	日韓市民ビーチクリーンアップ2010 （釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	368人 学生98人 一般270人	魚網・ロープ、発泡スチロール、漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等272㎥	事業費 499,967千円	長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金 （地域ｸﾞﾘｰﾝﾆｭｰﾃﾞｨｰﾙ基金事業）
	・日本学生グローバルサミット2010 ～漂流漂着ごみ問題を考える～	118人 日本側62人 中国・韓国側56人	漂着ごみ103㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		
	対馬市漂着ごみ回収業務 （対馬市北部～西部）	・対馬市北部～西部の海岸約100箇所の漂着物回収作業 ・地元漁業集落に回収委託（作業人数延べ8,000人）	魚網・ロープ、発泡スチロール、漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等約13,000㎥		
23	日韓市民ビーチクリーンアップ2010 （釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	（概要）対馬市民と韓国の大学生が協働で海岸清掃を行うkとを目的とし、海岸環境に関し国を超えた意見交換や歴史、文化などの交流を兼ねて実施する。参加見込　約300人	回収予定漂着物 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）	事業費 283,858千円	長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金 （地域ｸﾞﾘｰﾝﾆｭｰﾃﾞｨｰﾙ基金事業）
	対馬市漂着ごみ回収業務 （対馬市全域）	（概要）対馬市全域の漂着物回収作業 ・地元漁業集落に回収委託（作業人数延べ8,000人）	回収予定漂着物 海岸に漂着する人工物（発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）		

その他
NPO法人「対馬の底力」による海岸清掃の他、地区単位、漁協組合単位（水産庁漁業再生支援交付金事業等）、企業単位で定期的に海岸清掃が行われています。

県内にある閉鎖性海域の閉鎖度指標(※)

※　閉鎖度指標　$\frac{\sqrt{S} \times D1}{W \times D2}$

【湾口幅】　その海域の入口の幅 ：W（ｋｍ）
【面　積】　その海域の内部の面積 ：S（ｋ㎡）
【湾内最大水深】　その海域の最深部の水深 ：$D1$（m）
【湾口最大水深】　その海域の入口の最深部の水深 ：$D2$（m）

湾口幅や面積、水深などから算出する指標で、この数値が高いと、海水交換が悪いため富栄養化の状態になりやすい海域であることを示している。

No	名称	湾口幅	面積	湾内最大水深	湾口最大水深	閉鎖度指標（全国88カ所中の順位）
1	大村湾	0.33	321	54	54	54.29　(5)
2	有明海及び島原湾	4.5	1700	164.6	117	12.89　(14)
3	長崎湾	0.45	10.79	45	45	7.30　(16)
4	佐世保湾	2.39	42.98	25	25	2.74　(25)
5	伊万里湾	4.2	120	56	56	2.61　(26)
6	浅茅湾	4.18	53.61	80	80	1.75　(46)
7	志々伎湾	1.74	7	21	21	1.52　(51)
8	内海	1.82	5.91	37	37	1.34　(59)
9	半城湾	2.34	8.97	25	25	1.28　(63)
10	三浦湾	3.22	10.68	36	29	1.26　(66)
11	郷ノ浦	2.05	5.19	20	20	1.11　(75)
12	橘湾	11.59	130.92	39	39	0.99　(86)

（国際エメックスセンターHPから）

※ 指定された全国８８カ所の閉鎖性海域のうち、上記の１２カ所が本県に存在（全国最多）しているが、その中でも、特に大村湾における数値は群を抜いており、全国で見ても５番目に高いものとなっている。

環境基準を上回る大村湾のCOD値(※)

※ COD(化学的酸素要求量)とは、海水や湖沼の有機汚濁物質などによる汚れの度合いを示す指標で、水の汚染源となる有機物などを、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/ﾘｯﾄﾙで表したもので、数値が高いほど水中の汚濁物質の量も多いことを示している。（水が汚れている）

大村湾では、このCOD値について環境基準（「維持されることが望ましい」とされる行政上の政策目標）が2.0mg/ﾘｯﾄﾙ以下とされているが、昭和51年以降はこの環境基準を達成できない状況が続いている。

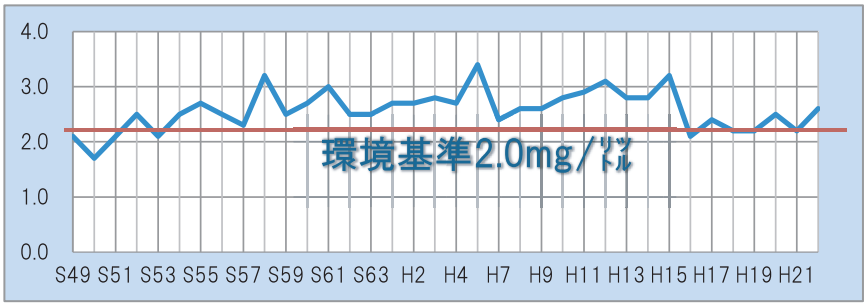

大村湾のCOD値（抜粋）			
S49	2.1	H12	3.1
S50	1.7	H15	3.2
S51	2.1	H18	2.2
S52	2.5	H19	2.2
S58	3.2	H20	2.5
S61	3.0	H21	2.2
H5	3.4	H22	2.6

浮遊ゴミ除去対策事業（大村湾をきれいにする会）

「大村湾をきれいにする会」（会長：大村市長）
【構成】県、湾流域自治体、湾海区漁協、賛助会員（企業）

大村湾をきれいにする会では、平成4年から賛助会員所有の清掃船による大村湾浮遊ゴミ除去対策事業を実施してきたが、平成21年5月で同企業が事業からの撤退を表明したことから、事業の運用方法の見直し及び規模の縮小を余儀なくされ、平成21年9月から湾内漁協への作業委託により事業を継続している。

現在は、県補助金（1/2：5,000千円上限）、会員自治体負担金（1/2）のみで運用している事業。

＜清掃船による運用実績（過去5年間）＞

	H17	H18	H19	H20	H21（4～5月）
回収・処分量	79,000kg	201,000kg	110,000kg	99,000kg	19,000kg
清掃船運航経費	10,808千円	19,659千円	14,346千円	11,282千円	2,188千円
処分経費	1,365千円	2,728千円	1,440千円	1,835千円	316千円
事業総額	12,173千円	22,387千円	15,786千円	13,117千円	2,504千円

＜漁協委託による運用（実績及び見込）＞

	H21（9～3月）	H22
回収・処分量	22,570kg	46,480kg
漁協委託経費	5,460千円	8,580千円
処分経費	870千円	1,577千円
事業総額	6,330千円	10,157千円

資料 1-6

◎各市における浚渫事業の現状

市	件　数		事　業　費（千円）	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
長崎市	17	13	9, 116	4, 142
佐世保市	14	50	7, 545	52, 220
島原市	0	0	0	0
諫早市	26	24	7, 520	8, 685
大村市	1	1	150	290
平戸市	2	5	957	4, 245
松浦市	1	4	1, 092	3, 348
対馬市	0	4	0	1, 601
壱岐市	1	3	1, 084	1, 593
五島市	0	0	0	0
西海市	1	0	2, 685	0
雲仙市	6	2	2, 532	395
南島原市	9	7	6, 090	2, 926
計	67	113	38, 771	79, 445

※各市実績調査結果による。

（諫早市の場合の現状）

一級河川本明川水系
長田川における状況

資料 1-7

平成２２年度実績額

○地方バス路線維持対策事業　　単位：千円

	負担額（A）
長崎市	－
佐世保市	28,317
島原市	14,188
諫早市	209,512
大村市	75,615
平戸市	63,782
松浦市	13,138
対馬市	112,242
壱岐市	68,800
五島市	89,250
西海市	8,705
雲仙市	13,418
南島原市	27,590
合計	724,557

※各市のバス会社への補助額で、全額一般財源。

資料 1-8

	上水道管路延長（m）	簡易水道管路延長（m）	合　計
長崎市	2,165,745	242,741	2,408,486
佐世保市	1,480,652	395,570	1,876,222
島原市	163,087	141,822	304,909
諫早市	670,808	337,090	1,007,898
大村市	523,355	80,318	603,673
平戸市	245,136	399,992	645,128
松浦市	155,852	313,230	469,082
対馬市	35,542	577,715	613,257
壱岐市	125,108	548,349	673,457
五島市	195,047	341,451	536,498
西海市	141,958	485,535	627,493
雲仙市	155,729	358,185	513,914
南島原市	95,208	637,135	732,343
合　計	6,153,227	4,859,133	11,012,360

※　平成 21 年度（平成 22 年 3 月末現在）長崎県水道事業概要より
　　管路は導水管、送水管、配水管の計

資料1-9

急傾斜地崩壊対策事業　市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩落危険区域指定箇所数（23年7月現在）	平成23年度事業実施箇所数	県営・県費補助別	
1	長崎市	266	20	県営	13
				県費補助	7
2	佐世保市	181	17	県営	8
				県費補助	9
3	島原市	0	0	県営	0
				県費補助	0
4	諫早市	128	13	県営	4
				県費補助	9
5	大村市	17	2	県営	0
				県費補助	2
6	平戸市	56	2	県営	0
				県費補助	2
7	松浦市	27	0	県営	0
				県費補助	0
8	対馬市	77	4	県営	4
				県費補助	0
9	壱岐市	61	9	県営	3
				県費補助	6
10	五島市	29	1	県営	1
				県費補助	0
11	西海市	88	11	県営	6
				県費補助	5
12	雲仙市	38	2	県営	0
				県費補助	2
13	南島原市	12	1	県営	0
				県費補助	1
合計		980	82	県営	39
				県費補助	43

資料 1-10

資料

１．平成 22 年度長崎県離島航路事業対策補助金（市町村内補助航路事業）調査

「長崎県離島航路事業対策補助金交付要綱」

（定義）　「基幹的補助航路事業」・・・離島補助航路のうち 2 以上の市町村の地点間を結ぶ航路事業。
「市町村内補助航路事業」・・・離島航路のうち一市町村内の地点間を結ぶ航路事業。

（補助対象となる額）　航路損益計算書による純損失額について、基準により査定した額から離島航路整備法第 3 条の規定により交付される国庫補助額を差し引いた額の範囲内の額とする。

（補助額等）　基幹的補助航路についての補助額は、補助対象となる額の 100 分の 100 以下とし、市町村内補助航路についての補助額は、補助対象となる額の 100 分の 50 以下とし、市町村の負担する額を限度とする。

（単位：円、人）

航　路	収益 ①	費用 ②	差引額 ③＝①－②	国補助金	県補助金	市補助金	利用者数 ④	利用者 1 人あたり運航経費 ⑤＝②÷④	利用者 1 人あたり欠損額 ⑥＝③÷④
五島市 4 航路	248, 077, 026	544, 644, 052	−296, 567, 026	228, 362, 459	55, 568, 581	10, 421, 978	177, 651	3, 066	−1, 669
長崎市 1 航路	270, 770, 933	338, 285, 637	−67, 514, 704	0	33, 640, 011	33, 640, 011	345, 387	979	−195
佐世保市 1 航路	51, 157, 968	99, 684, 857	−48, 526, 889	20, 097, 966	13, 707, 162	13, 707, 163	51, 904	1, 921	−935
壱岐市 1 航路	27, 763, 107	103, 192, 320	−75, 429, 213	53, 648, 133	10, 164, 150	10, 164, 151	71, 964	1, 434	−1, 048
平戸市 1 航路	110, 662, 633	141, 912, 196	−31, 249, 563	6, 649, 450	12, 300, 056	12, 300, 057	80, 017. 5	1, 774	−391
松浦市 2 航路	169, 784, 831	272, 352, 259	−102, 567, 428	40, 996, 988	26, 703, 951	26, 703, 951	178, 432. 0	1, 526	−575
合計 (6 市 10 航路)	878, 216, 498	1, 500, 071, 321	−621, 854, 823	349, 754, 996	152, 083, 911	106, 937, 311	905, 356	1, 657	−687

２．離島航路事業への市単独補助金調査

・実施市：対馬市

・補助概要：平成 21 年 1 月から長崎県離島基幹航路である対馬～壱岐～博多航路においては、「リフレッシュ補助」として福祉・教育の割引制度が実施されているが、比田勝～博多航路は、国・県補助対象航路として今回のリフレッシュ補助には、該当せず、島内航路の均一性を保つ観点から市単独の補助として支援している。

・補助状況：平成 21 年度（実績）　143, 640 円　平成 22 年度（実績）　1, 633, 240 円　　平成 23 年度（予算額）　2, 642, 000 円

資料 1-11

半島航路の維持・確保について

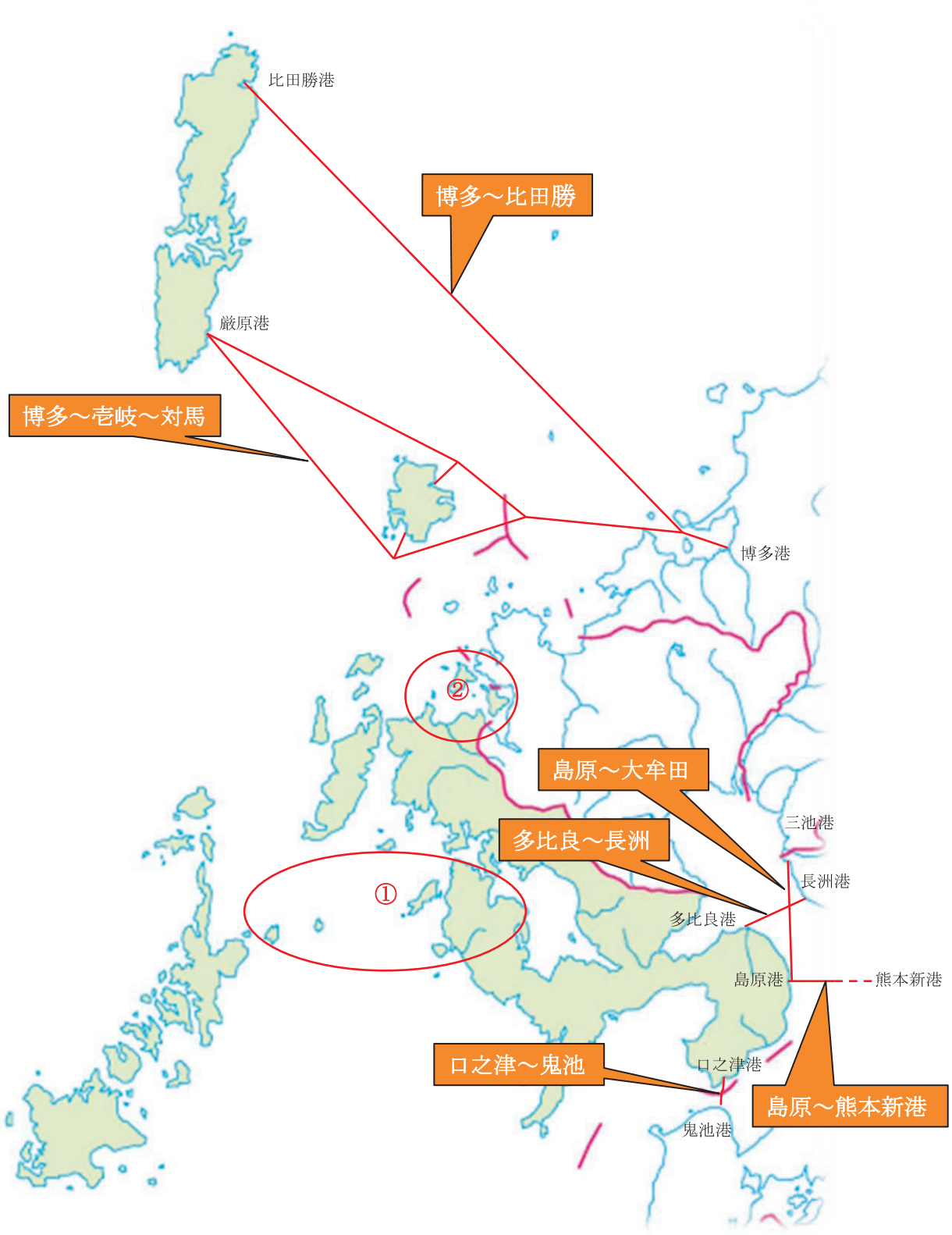

半島航路の維持・確保について

①

②

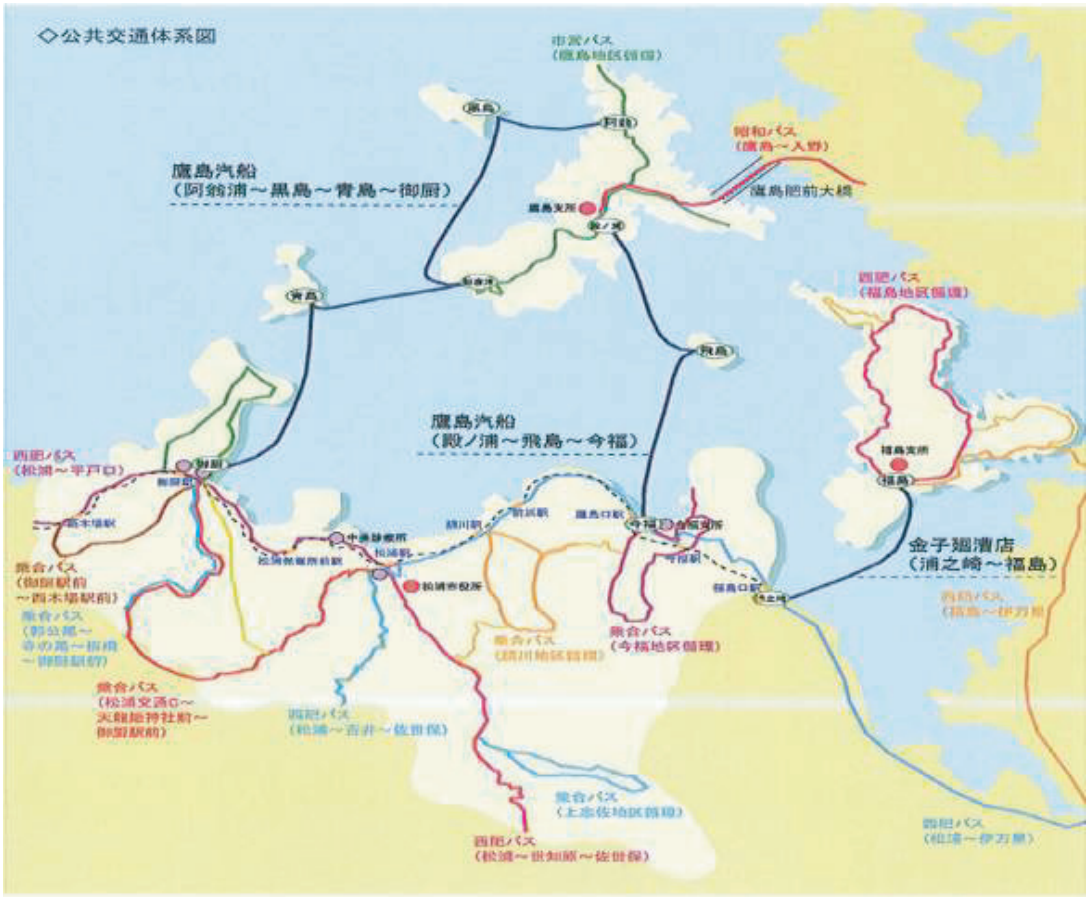

資料 1-12

	20年												21年				22年									23年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	10月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全国	154	153	153	131	160	173	182	185	174	163	136	118	106	109	112	114	129	133	139	138	136	134	133	132	132	133	136	138	147	152	152	147
長崎県	158	157	157	136	164	176	187	192	182	171	144	126	113	116	118	121	133	138	144	144	141	140	138	137	137	138	141	144	153	155	157	153
本土	154	152	153	132	160	172	183	189	178	167	141	120	107	110	114	116	130	135	141	142	139	136	135	134	134	134	137	141	150	151	153	149
離島	180	180	181	157	187	197	208	212	206	195	172	154	144	144	144	145	156	159	167	167	167	166	165	164	164	164	167	168	175	181	174	174
下五島	180	183	183	156	185	198	208	213	208	198	174	159	149	149	149	149	159	160	164	164	164	164	164	164	164	164	164	169	174	181	174	174
上五島	182	182	182	156	187	197	207	212	207	196	177	151	142	142	142	142	152	155	161	161	161	161	161	161	161	161	164	164	182	182	168	168
壱岐	176	176	176	153	185	195	205	210	200	190	167	152	135	138	138	143	155	158	168	167	167	164	161	161	161	161	165	167	173	180	172	172
対馬	182	182	183	162	189	199	210	215	210	199	173	155	148	148	146	146	156	162	170	170	170	170	170	168	168	168	171	170	176	182	178	177

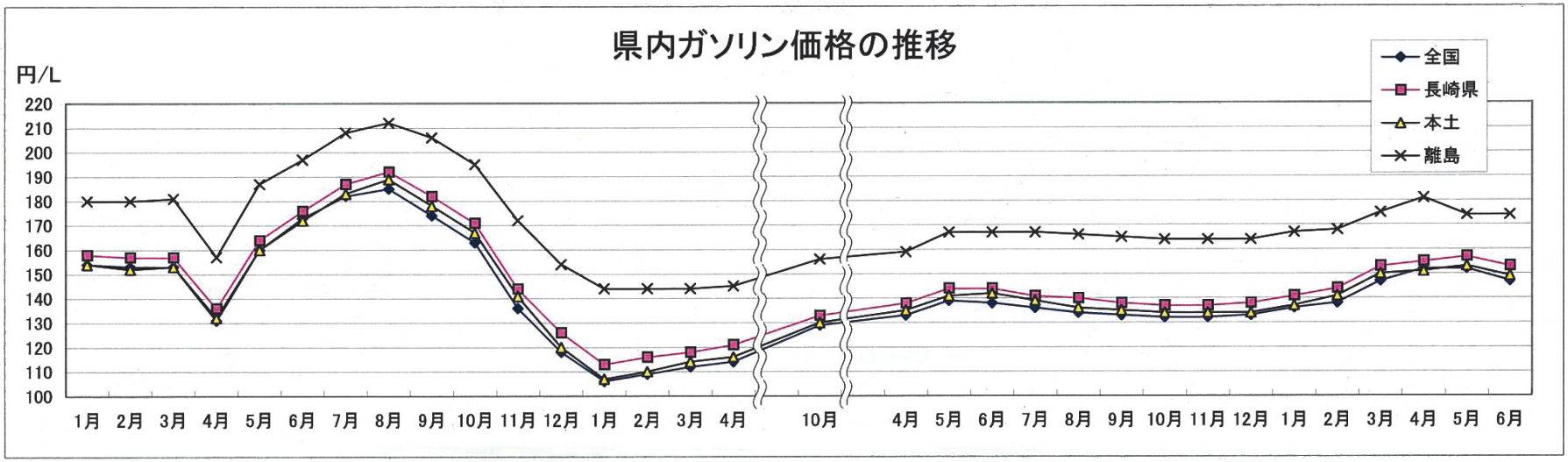

※凡例「全国」、「長崎県」は石油情報センター調査
「本土」は、県石油商業組合発表
「離島」以下は県独自調査

資料 2-1

合併市町村への支援策の充実に関する資料

（単位：千円）

市名	合併年度	特例債発行限度額	H22までの発行実績（建設事業・基金）	H23～最終年度までの発行見込額	計	発行割合	H23～H32までの発行見込額（5年間延長）	発行割合	離島	過疎	辺地	財政力指数（H20～H22）
長崎	H16・H17	52,199,600	22,175,000	30,024,600	52,199,600	100.0%	30,024,600	100.0%	○	○	○	0.565
佐世保	H17	36,504,000	18,232,400	7,916,100	26,148,500	71.6%	16,106,300	94.1%	○	○	○	0.519
島原	H17	12,944,600	3,956,200	8,988,400	12,944,600	100.0%	8,988,400	100.0%			○	0.439
諫早	H16	50,917,700	28,945,600	21,972,100	50,917,700	100.0%	21,972,100	100.0%			○	0.530
平戸	H17	19,129,400	5,223,400	10,004,400	15,227,800	79.6%	13,906,000	100.0%	○	○	○	0.260
松浦	H17	11,239,300	4,209,800	1,958,000	6,167,800	54.9%	2,430,100	59.1%	○	○	○	0.460
対馬	H15	24,115,700	13,607,100	5,031,300	18,638,400	77.3%	9,049,600	93.9%	○	○	○	0.193
壱岐	H15	18,187,300	9,290,400	2,187,300	11,477,700	63.1%	7,412,900	91.8%	○	○	○	0.239
五島	H16	24,507,900	6,925,800	10,315,700	17,241,500	70.4%	17,582,100	100.0%	○	○	○	0.239
西海	H17	21,258,400	7,237,300	9,693,700	16,931,000	79.6%	14,021,100	100.0%	○	○	○	0.332
雲仙	H17	33,005,600	9,845,900	8,594,700	18,440,600	55.9%	16,094,700	78.6%		○	○	0.292
南島原	H17	37,656,200	8,594,300	7,198,700	15,793,000	41.9%	29,061,900	100.0%		○	○	0.270

資料 3-1

平成21年度　長崎県下保険者別特定健診・特定保健指導実施率

区分 保険者	特定健診				特定保健指導					
	対象者	受診者	順位	受診率	対象者	受診者			順位	受診率
						積極的支援	動機付け支援	計		
長崎市	82,827	19,416	20	23.4%	2,470	127	683	810	14	32.8%
佐世保市	46,396	14,064	15	30.3%	1,958	41	639	680	12	34.7%
島原市	11,231	3,867	11	34.4%	627	44	160	204	15	32.5%
諫早市	25,163	6,686	19	26.6%	893	60	377	437	4	48.9%
大村市	14,257	5,157	9	36.2%	700	49	217	266	9	38.0%
平戸市	8,598	3,573	4	41.6%	631	57	152	209	13	33.1%
松浦市	5,315	1,662	14	31.3%	273	0	13	13	21	4.8%
対馬市	9,929	2,692	18	27.1%	385	14	120	134	11	34.8%
壱岐市	7,387	2,461	12	33.3%	372	4	77	81	19	21.8%
五島市	11,874	3,847	13	32.4%	610	40	252	292	5	47.9%
西海市	7,164	2,476	10	34.6%	381	42	217	259	1	68.0%
雲仙市	11,976	4,665	6	39.0%	764	22	274	296	8	38.7%
南島原市	15,033	5,454	8	36.3%	978	51	171	222	18	22.7%
長与町	6,384	1,834	17	28.7%	254	16	55	71	16	28.0%
時津町	4,941	991	21	20.1%	135	1	25	26	20	19.3%
東彼杵町	1,968	847	3	43.0%	128	10	53	63	3	49.2%
川棚町	2,747	797	16	29.0%	92	6	28	34	10	37.0%
波佐見町	2,884	1,183	5	41.0%	153	23	57	80	2	52.3%
小値賀町	1,030	528	1	51.3%	64	0	17	17	17	26.6%
佐々町	2,203	1,060	2	48.1%	129	10	47	57	6	44.2%
新上五島町	6,248	2,349	7	37.6%	322	13	116	129	7	40.1%
江迎町　＊２										
鹿町町　＊２										
市町平均	285,555	85,609		30.0%	12,319	630	3,750	4,380		35.6%

＊２　平成２１年度の江迎町、鹿町町については合併後の佐世保市に含まれ報告されている。

資料4-1

従業地別医師数・主たる診療科【長崎県医療統計(H20.12.31)より抜粋】

区分	人口(H20.10.1)	医師数(実数)	人口10万対率	うち医療施設従事医師数	内訳					
					診療科目延数	内科	小児科	外科	産婦人科	その他
市計	1,279,598	3,738	292.1	3,547	6,145	1,216	312	453	135	4,029
長崎市	445,822	1,870	419.4	1,732	3,029	533	115	193	63	2,125
佐世保市	252,904	637	251.9	622	1,018	218	54	79	24	643
島原市	48,512	111	228.8	109	205	36	8	13	6	142
諫早市	141,866	351	247.4	339	622	124	47	52	13	386
大村市	89,683	334	372.4	328	453	64	23	22	11	333
平戸市	36,043	54	149.8	53	93	35	6	8	1	43
松浦市	25,639	34	132.6	34	100	25	4	15	1	55
対馬市	35,508	60	169.0	57	83	28	12	13	4	26
壱岐市	29,898	44	147.2	41	85	29	11	11	1	33
五島市	41,729	77	184.5	74	120	39	12	12	4	53
西海市	32,227	33	102.4	32	69	19	3	10	0	37
雲仙市	48,152	80	166.1	76	147	38	8	15	4	82
南島原市	51,615	53	102.7	50	121	28	9	10	3	71
町計	161,853	269	166.2	259	517	130	30	50	10	297
長崎県計	1,441,451	4,007	278.0	3,806	6,662	1,346	342	503	145	4,326
全国		286,699	224.5							

※医師数(実数)は、その他の職業に従事する者及び無職の者を含む

資料 4-2

2 妊婦健診に対する財政的支援について

○助成制度の経過と今後

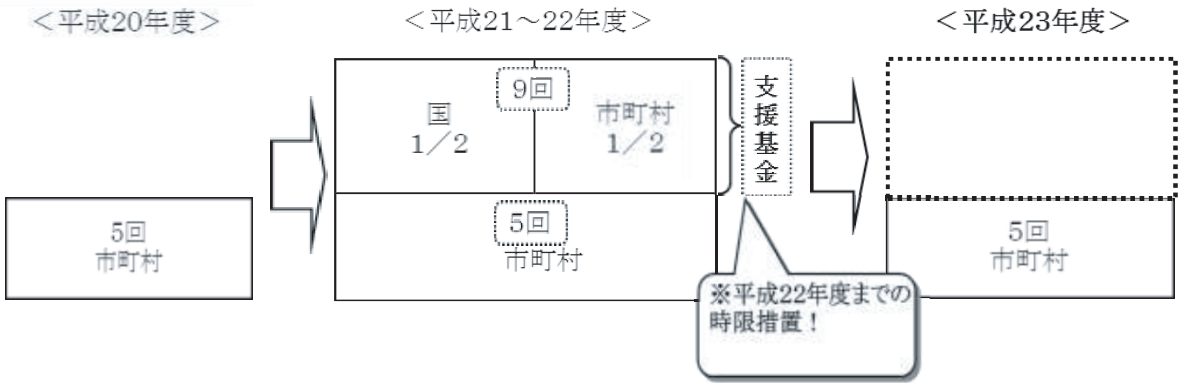

資料 4-3

3 感染症等対策について

○ 子宮頸がん予防ワクチンに対する公費助成実施自治体 （平成22年12月現在 厚生労働省調査資料）

平成22年度～平成23年度に公費助成を実施または実施を予定している全国の自治体数

1，749市町村

○ ヒブワクチンに対する公費助成実施自治体 （平成22年12月現在 厚生労働省調査資料）

平成22年度～平成23年度に公費助成を実施または実施を予定している全国の自治体数

1，748市町村

○ 小児用肺炎球菌ワクチンに対する公費助成実施自治体 （平成22年12月現在 厚生労働省調査資料）

平成22年度～平成23年度に公費助成を実施または実施を予定している全国の自治体数

1，746市町村

○ 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用に対する公費助成実施自治体

（平成22年7月現在 厚生労働省発表資料）

公費助成実施している全国の自治体数　　327市町村

資料 5-1

4　放課後児童健全育成事業に対する財源確保について関連

○長崎県内の学童クラブの状況（平成23年5月1日現在）

小学校区数	360箇所		
クラブ実施小学校区数	238箇所		
学童クラブ数	**291箇所**	（内訳）	
		71人以上	**8**
		36人～70人	175
		20人～35人	69
		10人～19人	34
		9人以下	5

資料5-2

平成22年度地域生活支援事業実績

市　名	事業費負担内訳							事業費のうち自立支援給付へ要望する事業					
	事業費	国　費	負担割合（％）	県　費	負担割合（％）	市　費	負担割合（％）	計	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス	生活サポート	ストマ装具給付
長崎市	356,816,383	120,632,000	33.8	60,315,000	16.9	175,869,383	49.3	263,847,441	69,016,166	120,247,142	6,192,500	0	68,391,633
佐世保市	153,004,526	59,442,000	38.9	29,720,000	19.4	63,842,526	41.7	115,219,112	7,014,765	48,779,340	7,756,250	0	51,668,757
島原市	42,315,690	15,899,000	37.6	7,949,000	18.8	18,467,690	43.6	27,537,972	1,971,041	7,800,905	7,459,600	0	10,306,426
諫早市	87,826,914	34,456,000	39.2	17,228,000	19.6	36,142,914	41.2	52,298,393	18,871,085	16,495,471	0	0	16,931,837
大村市	94,621,698	42,918,000	45.3	21,459,000	22.7	30,244,698	32.0	52,390,075	16,061,739	15,818,377	1,820,000	0	18,689,959
平戸市	17,073,701	6,806,000	39.9	3,403,000	19.9	6,864,701	40.2	12,038,018	3,877,090	1,790,094	990,000	32,400	5,348,434
松浦市	7,447,908	3,723,000	50.0	1,861,000	25.0	1,863,908	25.0	5,253,797	545,940	1,200,017	0	0	3,507,840
対馬市	22,083,805	9,048,000	41.0	4,524,000	20.5	8,511,805	38.5	20,400,205	6,613,133	6,554,253	1,862,500	0	5,370,319
壱岐市	73,467,980	29,990,000	40.8	14,995,000	20.4	28,482,980	38.8	67,585,437	15,852,090	44,287,825	3,225,000	0	4,220,522
五島市	45,614,773	21,930,000	48.1	10,965,000	24.0	12,719,773	27.9	10,352,869	917,870	1,780,849	0	0	7,654,150
西海市	15,342,692	7,078,000	46.1	3,539,000	23.1	4,725,692	30.8	12,596,705	361,320	6,770,895	0	0	5,464,490
雲仙市	20,715,583	9,702,000	46.8	4,851,000	23.4	6,162,583	29.8	13,601,817	1,408,770	3,494,348	0	0	8,698,699
南島原市	28,207,146	12,795,000	45.3	6,397,000	22.7	9,015,146	32.0	16,411,424	1,145,754	1,955,280	575,000	0	12,735,390
合　計	964,538,799	374,419,000	38.8	187,206,000	19.4	402,913,799	41.8	669,533,265	143,656,763	276,974,796	29,880,850	32,400	218,988,456

資料 5-3

1　平成 23 年度費用負担割合

資　料

◆子ども手当費用負担

(1)　子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとする。
(2)　児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国・地方・事業主が負担する。
(3)　それ以外の部分は、全額を国庫が負担する。
(4)　所得超過等にかかる地方負担増分については、別途、「地方特例交付金」により措置される。
(5)　平成 22 年度税制改正にかかる、平成 23 年度の地方財政増収分については、地方特例交付金の減額（平成 18 年及び平成 19 年の児童手当法の改正による、負担の増大に対応する部分に限る。）その他これに準じる適切な措置を講じることにより、国・地方の負担調整を行う。

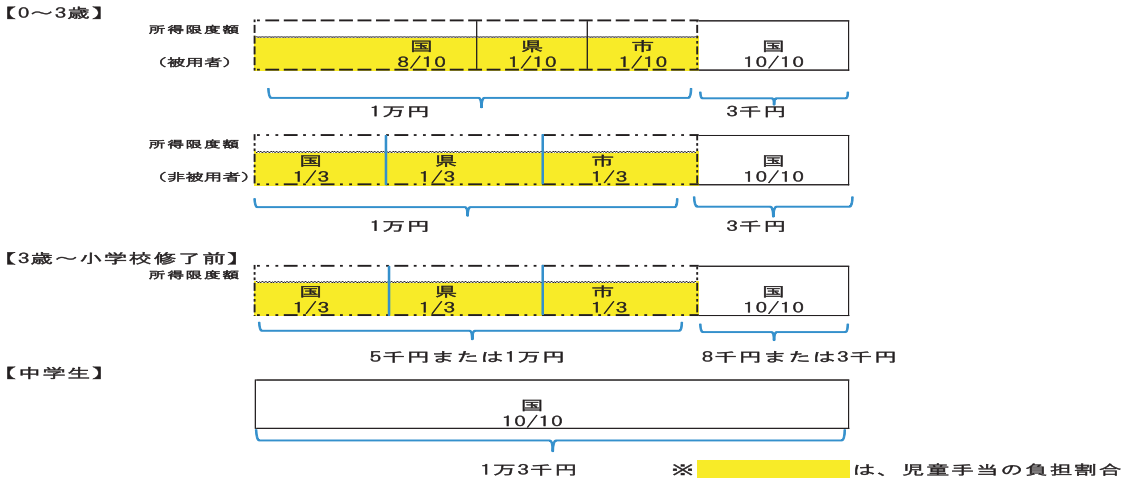

2　措置費比較

◆　県下13市における措置費合計(単位　千円)

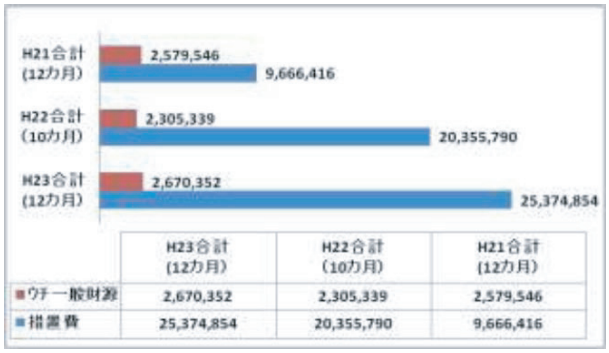

	H23合計 (12カ月)	H22合計 (10カ月)	H21合計 (12カ月)
■ウチ一般財源	2,670,352	2,305,339	2,579,546
■措置費	25,374,854	20,355,790	9,666,416

◆　子ども手当児童の区分別内訳

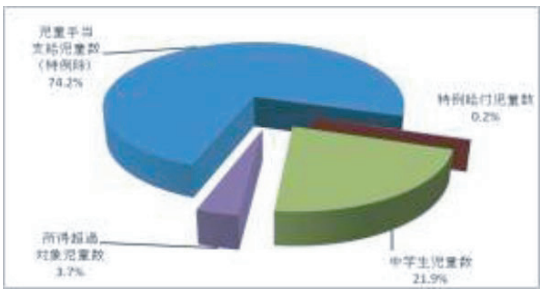

【21 年度】
①児童手当 12 カ月分（H21. 2 月～H22. 1 月分）で計上
【22 年度】
①子ども手当 10 カ月分（H22. 4 月～H23. 1 月分）で計上
【23 年度】
①子ども手当 12 カ月分（H23. 4 月～H24. 1 月分）で計上

★23 年度増加理由★
①22 年度の 10 カ月ベースが、23 年度には 12 カ月ベースとなったもの。
②23 年度 4 月分より、「3 歳未満の子ども」の月額を、国の予算案にあわせて 2 万円で計上しているもの。(ただし、対馬市、五島市、松浦市は、H23 当初に増額計上していない)

資料 7-1

平成２２年度の注意報発令基準（0.120ppm）以上の測定状況

測定日時		測定局名（所在市町）	測定値	最高値　（時刻）
５月８日	１６時	紐差（平戸市）	0.121	0.121　(16:00)
	１６時	壱岐（壱岐市）	0.137	0.137　(16:00)

※以降、注意報の発令なし

平成２１年度の注意報発令基準（0.120ppm）以上の測定状況

測定日時		測定局名（所在市町）	測定値	最高値　（時刻）
５月８日	１２時	小佐々（佐世保市）	0.120	0.140　(17:00)
	１２時	紐差（平戸市）	0.120	0.133　(15:00)
	１３時	俵ヶ浦（佐世保市）	0.121	0.139　(17:00)
	１３時	対馬（対馬市）	0.121	0.140　(16:00)
	１３時	鹿町（鹿町町）	0.122	0.134　(17:00)
	１４時	黒崎中学校（長崎市）	0.124	0.130　(17:00)
	１４時	松浦志佐（松浦市）	0.129	0.135　(17:00)
	１４時	上志佐（松浦市）	0.120	0.139　(18:00)
	１４時	吉井（佐世保市）	0.121	0.133　(16:00)
	１４時	壱岐（壱岐市）	0.127	0.136　(15:00)
	１５時	雪浦（西海市）	0.120	0.120　(15:00)
	１５時	伊佐浦（西海市）	0.122	0.126　(16:00)
	１５時	川棚（川棚町）	0.122	0.125　(16:00)
	１６時	諫早市役所（諫早市）	0.122	0.122　(16:00)
	１６時	小浜（雲仙市）	0.121	0.124　(17:00)
	１６時	時津小学校（時津町）	0.125	0.125　(16:00)
５月９日	１１時	紐差（平戸市）	0.134	0.134　(11:00)
	１２時	対馬（対馬市）	0.123	0.140　(14:00)
	１３時	俵ヶ浦（佐世保市）	0.120	0.128　(14:00)
	１３時	鹿町（鹿町町）	0.122	0.122　(13:00)
	１４時	上志佐（松浦市）	0.121	0.121　(14:00)
	１５時	川棚（川棚町）	0.120	0.122　(17:00)

(注)測定値は１時間値。なお、最高値は注意報発令後に観測した最高濃度

資料 8-1

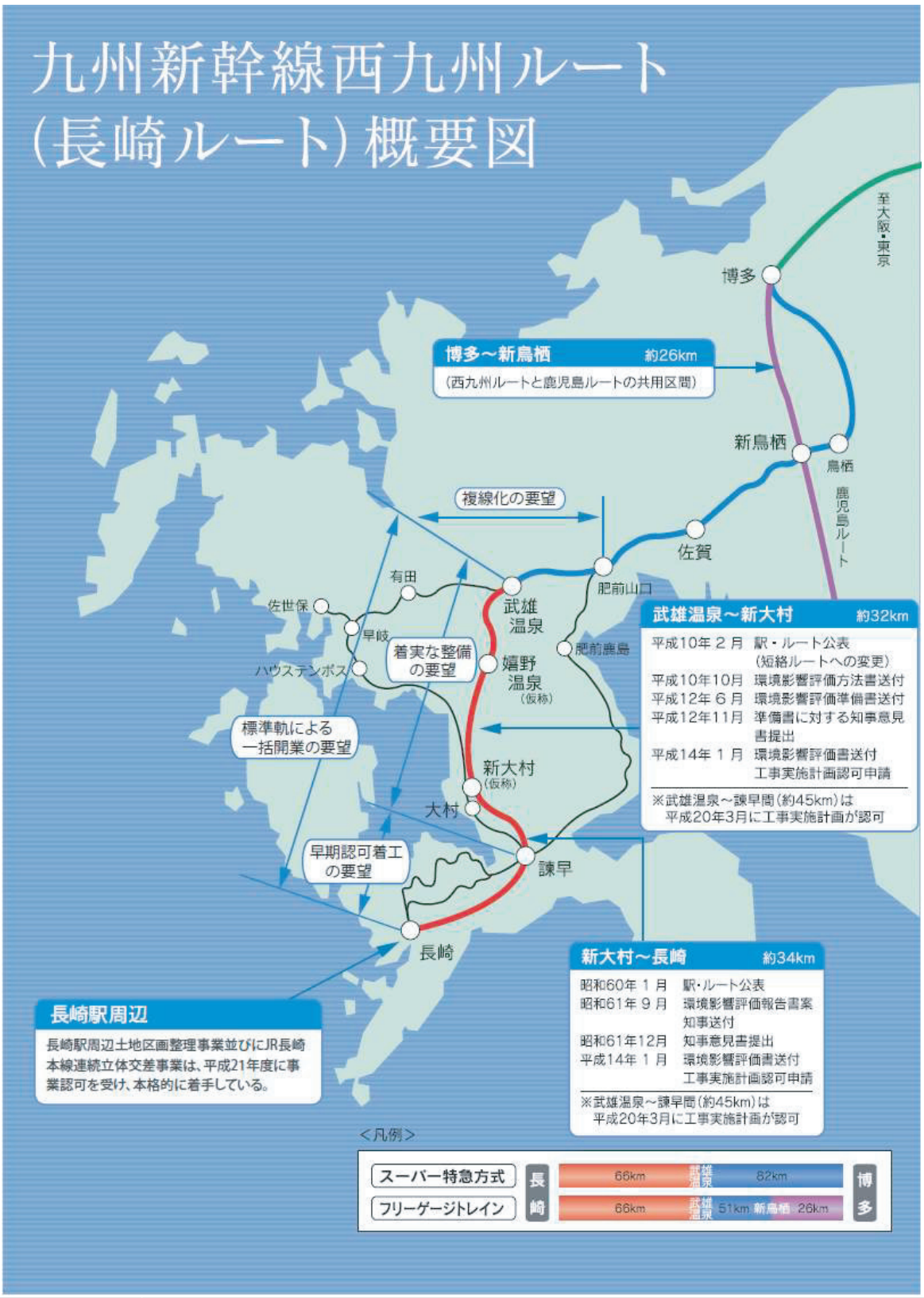

建　設　費	約 3, 700 億円　（内訳：武雄温泉～諫早間 2, 600 億円、諫早～長崎間 1, 100 億円）
所要時間 （博多～長崎）	現行（在来特急）：
	武雄温泉～長崎間を標準軌で整備の場合（長崎新幹線建設期成会試算） フリーゲージトレイン：1 時間 7 分　※時間短縮効果 41 分

資料 9-1

○道路整備の状況

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計
長崎県	整備率	56.0%	52.2%	45.6%	46.7%
	改良率	90.2%	58.3%	45.6%	49.1%
全国	整備率	62.6%	57.3%	56.4%	56.8%
	改良率	91.6%	67.9%	56.4%	59.2%

※道路統計年報より（平成21年4月1日現在）

○道路関係経費の状況

単位：千円

	経費(A)	うち一般財源(B)	B/A
長崎市	17,756,927	10,224,128	57.6%
佐世保市	7,215,347	4,322,911	59.9%
島原市	1,407,498	735,343	52.2%
諫早市	5,585,416	2,861,692	51.2%
大村市	2,754,030	1,426,334	51.8%
平戸市	2,601,212	1,108,794	42.6%
松浦市	1,742,827	844,040	48.4%
対馬市	3,606,662	2,354,177	65.3%
壱岐市	2,542,806	1,162,847	45.7%
五島市	2,829,849	1,628,568	57.5%
西海市	1,671,294	1,181,329	70.7%
雲仙市	2,805,585	1,296,534	46.2%
南島原市	3,533,467	1,794,522	50.8%
合計	56,052,920	30,941,219	55.2%

※平成21年度決算統計資料より

※一般財源は道路特定財源を除く

資料 9-2
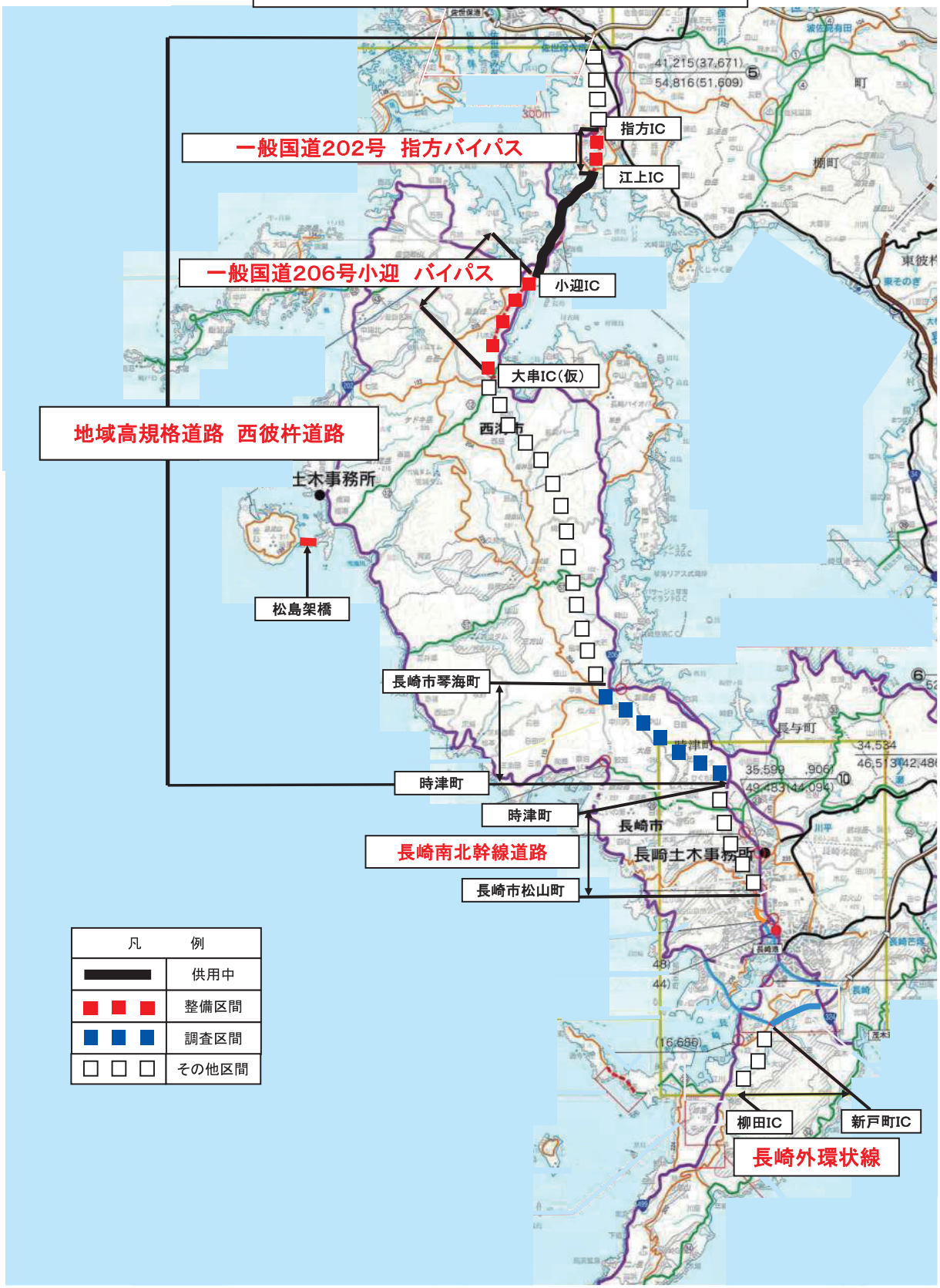
長崎、西彼杵、佐世保地域